

一般開放可能な喫煙場所の設置費及び維持管理費を助成します！

# 港区屋内喫煙場所 設置費等助成制度

港区では、区民の快適な生活環境を実現するため、**一般開放可能な屋内喫煙場所**（コンテナ型・トレーラー型など、屋内と同等の設備を有する屋外設置の喫煙場所を含む。）を設置する建築物の所有者等の方に、屋内喫煙場所の設置費及び維持管理費を助成します。

## 助成金額等

区分	助成対象経費	助成割合	上限額	
設置に係る経費 ※初回のみ助成	工事費、設備費、 備品、機械装置費 等	10/10	2.5㎡以上 5㎡未満	200万円
			5㎡以上 10㎡未満	400万円
			10㎡以上 15㎡未満	600万円
			15㎡以上 20㎡未満	800万円
			20㎡以上	1,000万円
			屋外密閉型（コンテナ等） 2.5㎡以上5㎡未満	500万円
			屋外密閉型（コンテナ等） 5㎡以上	1,000万円
維持管理に係る経費	電気代、空気清浄機の保守、火災保険料、清掃・ごみ処理委託経費 等	10/10	150万円/年	
			※ただし、助成決定期間が1年間に満たない場合は、12.5万円×決定月数（1か月に満たない場合は日割りで算出）が上限	

※消費税額相当額は助成対象経費に含みません。

※千円未満の端数は切り捨てです。

### 【助成を受けられる人】

- (1) 港区内の建築物を所有する方
- (2) 港区内の建築物を使用する方
- (3) 区内の所有または使用する敷地内に喫煙場所を設置しようとする方



助成金の活用を検討する場合は、必ず事前にご相談ください。

## ◆助成の対象となる屋内喫煙場所の要件◆

運営等	① 一般に開放し、利用料は原則無料であること。 ② おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること。 ③ 供用開始後、5年間は継続して運営すること。
設備等	④ 屋内喫煙場所の床面積が2.5㎡以上で、収容人数が2名以上であること。 ⑤ 出入口と給気口以外の開口面（隙間）が極めて少なく、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。 ⑥ たばこの煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる屋外排気装置が設置されていること。また、排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないように配慮されていること。 ⑦ 原則として、喫煙場所の出入口で、喫煙場所内に向かう風速が秒速0.2メートル以上あること。 ⑧ 出入口に扉が設けられていること。 ⑨ 飲食店、バー、スナック等の施設は、施設と屋内喫煙場所の出入口が分かれており、それぞれが独立していること。
周知等	⑩ 区が指示する場所(建物の入口等)に、区が指示する内容を記載した案内表示をするとともに、喫煙場所の名称、所在地等を港区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知することができる状態にあること。 ⑪ 港区指定喫煙場所として指定を受けること。
その他	⑫ 港区開発事業に係る定住促進指導要綱（平成3年4月23日3港住住第12号）第9条第1項に基づく生活利便施設に該当しないこと。 ⑬ 周辺的生活環境の改善に効果があると認められること。 ⑭ 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態及び運営であること。

### 1 交付申請

設置費助成の場合は工事着手前、維持管理費助成の場合は助成を受けたい期間の開始前(初年度等)に、港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付申請書(第1号様式)、港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付申請に係る同意書(第1号様式の2)に次の書類を添付して申請してください。  
 ※記載してあるもの以外にも、資料の提出をお願いする場合があります。

(1) 設置に係る経費	屋内		屋外 閉鎖型
	所有者	使用者	
① 喫煙場所の用に供する部分を含む建物の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)	○		
② 賃貸借契約書の写し		○	
③ 設置予定敷地の所有者又は使用者であることを証明できる書類			○
④ 建築確認を要する既設建築物の場合は、建築物の確認済証又は建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類	○	○	○
⑤ 設置予定場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)	○	○	○
⑥ 設置しようとする喫煙場所の位置、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数その他喫煙場所の詳細を確認できる資料	○	○	○
⑦ 喫煙場所の設置に係る施工業者等からの見積書の写し	○	○	○
⑧ 他の区分所有者の同意を確認できるもの(区分所有の場合)	○		○
⑨ 喫煙場所を設置することについての建築物の所有者の同意を確認できるもの		○	
⑩ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	○	○	○
<b>(2) 維持管理に係る経費(初年度又は前年度に申請をしていない場合)</b>			
① 喫煙場所の用に供する部分を含む建物の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) ※設置費の助成を受けた際に提出したものが、発行後3か月以内である場合は、その写しで可。 ※又は権利関係を証明できる書類	○		○
② 賃貸借契約書の写し		○	
③ 建築確認を要する既設建築物の場合は、建築物の確認済証又は建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類	○	○	○
④ 運営計画書(運営時間や運営形態等を記載したもの)	○	○	○
⑤ 維持管理に係る経費の予定金額の内訳とその算出根拠が分かるもの	○	○	○
⑥ 建物の外観写真及び喫煙場所の写真(現況が分かるもの)	○	○	○
⑦ 喫煙場所の位置、面積、仕様、換気扇等の設備、排気先の位置を示すもの、利用可能な人数その他喫煙所の詳細を確認できる資料	○	○	○
⑧ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの	○	○	○
<b>(3) 維持管理に係る経費(前年度に既に助成を受けている場合)</b>			
初年度に提出したのから、内容を変更した書類等	○	○	○

## 2 助成金交付決定／不交付決定

港区屋内喫煙場所設置費等助成審査会を開催し、助成金交付又は不交付を決定します。  
なお、決定にあたっては、区から条件を付すことがあります。

## 3 助成金の請求

助成金交付決定の通知を受けた後、港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付請求書(第4号様式)を提出してください。

## 4 助成金の受け取り（概算払い）

交付請求書を提出した後、約1か月以内に指定された金融機関の口座に助成金が振り込まれます。

## 5 喫煙場所の完成、運営

**実績報告書を提出する際に添付する書類（領収書等）を紛失しないよう、ご注意ください。**  
喫煙場所の運営を中止又は変更する場合は、手続きが必要です。事前に区にご相談の上、必要な手続きをお取りください。

## 6 実績報告書の提出

助成金決定年度内に事業を完了し、事業完了又は当該年度終了後、速やかに港区屋内喫煙場所設置費等助成金実績報告書（第9号様式）に次の書類を添付して提出してください。

※所有者・使用者ともに、提出書類は同じです。

### (1) 設置費の助成

- |  |
|--|
| ① 設置工事等に係る領収書又はそれと同等と認められるもの                                 |
| ② 設置に係る経費の内訳   |
| ③ 設置した喫煙場所の位置、面積、仕様、換気扇等の設備、備品等の詳細を確認できる写真（工事終了後、速やかに撮影したもの） |
| ④ 交付申請書で計画した施工内容と実際に施工した内容が相違ないことを説明する書類                     |
| ⑤ 設備（要綱第3条第1項第3～6号）の要件を確認できる書類                               |
| ⑥ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの                             |

### (2) 維持管理費の助成

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 維持管理に係る領収書又はそれと同等と認められるもの          |
| ② 維持管理に係る経費の内訳                       |
| ③ 喫煙場所の外観及び喫煙場所の内部を確認できる写真（現況が分かるもの） |
| ④ 利用人数及び実施の効果等の利用状況を報告するもの           |
| ⑤ 他の助成金等が支払われる場合は、その金額及び内訳が分かるもの     |

## 7 交付額の確定

交付額を確定後、区から港区屋内喫煙場所設置費等助成金交付額確定通知書（第10号様式）を送付します。

## 8 助成金の返還

すでに支給した金額が確定金額より多い場合は、指定された期日までに、差額分を返還していただきます。決定金額より支給金額が少ない場合、追加でお支払いすることはできません。

※ 次に該当する場合、助成金の全部又は一部を取消し、助成金を返還していただく場合があります。

- ・ 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けた場合
- ・ 予定の期間内に着手しない場合
- ・ 実績報告書が指定する期日までに提出されない場合
- ・ 供用開始後、5年以内に当該喫煙場所を廃止した場合
- ・ 助成金を他の用途に使用した場合 等

# 助成の流れ

## ◆設置費◆

申請者	事前相談 ※必ず事前にご相談ください。	喫煙場所 設置工事前	概ね2か月
1	助成金の交付申請		
区	2	助成金の交付決定	

申請者	3	助成金の請求	工事 ※助成金交付決定年度内に 完了してください。	概ね1か月
区	4	助成金の概算払い		

5 喫煙場所の完成

申請者	6	実績報告書の提出	工事完了後、指定 した期日までにご 提出ください。	喫煙場所設置後
区	7	助成金額の確定		
申請者	8	返還命令		
申請者	⇒助成金の返還			

## ◆維持管理費◆

事前相談 ※必ず事前にご相談ください。		申請者
1	助成金の交付申請	申請者
2	助成金の交付決定	区

維持管理	3	助成金の請求	申請者
	4	助成金の概算払い	区

5 喫煙場所の運営

当該年度終了後、 指定した期日まで にご提出ください	6	実績報告書の提出	申請者
	7	助成金額の確定	区
	8	返還命令	申請者
⇒助成金の返還		申請者	

申請内容の変更や設置工事の中止があった場合も、手続きが必要です。必ず事前に区にご相談ください。



港区環境ジャムム

★様式等は、港区ホームページ（<http://www.city.minato.tokyo.jp/>）からダウンロードできます。  
トップページ > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度



問い合わせ先  
港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係  
〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号  
電話：03-3578-2506  
FAX：03-3578-2489



↑港区ホームページはこちら